

令和8年度 第1回郡上市国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事要旨

- 1 開催日時 令和8年8月4日（火）午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所 郡上市役所 4階大会議室
- 3 出席者
（出席委員） 山下 優子、和田 明美、川尻 典子、竹内 巧治、杉本 信吾、松田 一雄、石原 誠一、
原 喜与美、北山 浩樹、池戸 郁夫、みずの まり、目崎 修二
（欠席委員） 市村 ゆかり
（事務局） 山川市長、加藤市民生活部長、松山市民課長、山本市民課主幹
長棟市民課課長補佐
- 4 傍聴者 0人
- 5 会長及び会長代行の選出
会 長：北山 浩樹
会長代行：池戸 郁夫
- 6 諮問
諮問事項 第1 郡上市国民健康保険税率の改定について
諮問事項 第2 郡上市国民健康保険税の賦課、通知方法の変更について
- 7 議事等
1) 諮問事項 第2「郡上市国民健康保険税の賦課、通知方法の変更について」審議
2) 郡上市国民健康保険税の仕組みについて
3) 郡上市国民健康保険事業令和8年度実施計画について
- 8 議事内容
1) 諮問事項第1 「郡上市国民健康保険税率の改定について」は、現時点では具体的な税率を示すことができないため、詳細な協議は次回へ先送りする事とした。

諮問事項第2 「郡上市国民健康保険税の賦課、通知方法の変更について」を審議。

税額通知を従来の年2回（6月・8月）から、年1回（6月）へ変更する案を提示。これはマイナンバーを活用したオンラインでの所得確認が可能となったことで実現するもので、行政コストの削減（消耗品費や委託料、郵送料を含め約130万円の削減を見込む）や、市民にとって年1回の通知で年間税額が確定し分かりやすくなるという利点がある。なお、従来調査、勧奨のうえ通知していた所得未申告世帯に対しては、通知後改めて申告勧奨を行うことで対応する方針を示した。

審議結果 国民健康保険税の賦課、通知方法を変更する案について、「異議なし」として了承された。

2) 郡上市国民健康保険税の仕組みについて
①郡上市の現状と令和7年度決算について報告
被保険者数は令和3年度から令和7年度までの5年間で約500人減少し、今後も減少傾向

向は続く見込みである。令和 7 年度の決算においては、税率改定により税収は約 9 億 3,000 万円（対前年度比 16.3%増）となった。収納状況は、現年度収納率 96.35%、過年度収納率 17.91%で、前年度より向上した。不納欠損額は約 399 万円で、約 1 億 8,800 万円が翌年度へ繰越となった。

被保険者数が減少しているにもかかわらず医療費総額は年間約 36 億円で横ばいであり、一人当たりの医療費が上昇している。5 年間で一人当たり約 8 万円の上昇が見られ、医療の高度化や薬剤費の高騰が要因であるとの分析を示した。

財政状況として令和 7 年度は税率改定により赤字が縮小したものの、依然として赤字状態であり、基金残高も約 2,500 万円の状況となっている。

今後は基金に頼らずに運営できる体制を目指すことが重要であり、運営上、税率の引き上げも検討せざるを得ないという方針を示した。

②事業費納付金とは何か（国保税のお金の流れについて）

岐阜県へ納付する事業費納付金は、県が全体的な医療費を推計し、加入者数や所得状況などの係数を用いて算定されるもので、各市町村が納付することにより必要な医療費が交付される。徴収した国保税はその納付金として県へ納付するお金となる。

標準保険料率は、事業費納付金を賄うために必要な税率で、県が算定し提示されるもので標準保険料率へ税率を近づけることは納付金を確実に集め、赤字を解消するために不可欠であると考えている旨を説明した。

3) 郡上市国民健康保険事業令和 8 年度実施計画について

令和 8 年度の国民健康保険事業において取り組む下記施策について概要を説明した。

- 重点施策① 適正税率の検討・改訂および収納率向上への取組
- 重点施策② 保健事業への取組
- 重点施策③ 医療費適正化への取組
- 重点施策④ 適用適正化への取組
- 重点施策⑤ その他の取組

9 その他

第 2 回 国民健康保険事業の運営に関する協議会の日程（案）について

令和 9 年 2 月 2 日（火）午後 1 時 30 分～ 開催予定とする。